



2018年3月6日

各 位

会 社 名 日本高周波鋼業株式会社  
代表者名 取締役社長 河瀬 昌博  
(コード番号 5476 東証第1部)  
問合せ先 常務取締役 湖東 彰弘  
(TEL. 03 - 5687 - 6023 )

### 当社グループにおける不適切行為に関するご報告

株式会社神戸製鋼所（当社への出資比率 51.6%）は、同社グループの品質自主点検により発覚した不適切行為について、2017年10月26日、松井巖氏（元福岡高検検事長、弁護士）を委員長とする外部調査委員会を設置し、同委員会による調査に全面的に協力してまいりました。

今般、同社は、外部調査委員会の調査によって明らかになった事実関係を説明するとともに、その原因分析及び再発防止策を報告するため、本日付で同社グループにおける不適切行為に関する報告書を公表いたしました。

今回の神戸製鋼所の報告書において、当社に関する不適切事項として2017年10月13日に公表した当社富山製造所での解決済みの不適切行為も含めて、別紙の通り報告されておりますのでお知らせいたします。

なお、神戸製鋼所グループの品質自主点検に対する外部調査委員会の検証過程においては、サンプル品を点検対象に含めたり、突合せ確認を省略していた項目についても全て突合せ対象としたりするなどの補足的な点検作業等が行われました。

その結果、当社子会社の株式会社カムの関東テクノセンターで不適切行為が新たに確認されました。但し、別紙に記載のとおり、不適切行為が確認された製品は顧客仕様を満たしており、製品の安全性に問題ないものと認識しております。

当社としてこのような不適切行為を発生させたことについて、改めてお詫び申し上げますとともに、引き続き、品質管理体制を強化し再発防止に取り組んでまいります。

なお、本件による業績への影響はありません。

#### <株式会社カムの概要>

- ・所在地：群馬県太田市植木野町 328
- ・代表者：久留島 靖章
- ・事業内容：特殊鋼の販売、機械加工、熱処理、表面処理
- ・設立年月日：1992年2月1日
- ・資本金：3億円（当社100%出資の子会社）
- ・売上高：66億円（2016年度）

以 上

【別紙】＜神戸製鋼所グループにおける不適切行為に関する報告書より＞

(1) 日本高周波鋼業株式会社 富山製造所 (2017年10月13日公表案件)

ア 本件不適切行為の概要

日本高周波鋼業株式会社の富山製造所において、技術部検査室の検査員（**検査室検査員**）の行った試験の結果が、顧客仕様を満たさないものであった場合、同検査員は、「検査不良通報」を技術部検査室のスタッフ（**検査室スタッフ**）に送信し、検査室スタッフは、特採、再検査指示等の処置を決定するものとされていた。

しかし、2008年8月19日頃、当時、検査室長であったAは、技術部条鋼技術室長であったBから、硬さ試験方法のJISに規定されている「試験機の偏りの許容範囲内」であれば、合格品として扱ってよい旨の見解を聞いたことから、これが誤った見解であるにもかかわらず、自らJISの内容を確認・検討することなく、誤った理解に基づいた「読替え」を行うことを決定し、品質保証室長もこれを了承した。そして、検査室スタッフは、測定値と仕様値との差異が試験機の偏りの許容範囲内に収まっているときは、検査不良通報に「許容差 -1～2 で合格」等と記載して品質保証室に引継ぎ、品質保証室事務員は、上記読替え後の顧客仕様を満たす数値に書き換えてミルシートに入力し、当該改ざんされた検査結果に基づき、実際には顧客仕様を満たさない製品を合格品として出荷させていた<sup>1</sup>。

イ 対象製品等及び期間

本件不適切行為は、日本高周波鋼業株式会社の富山製造所において製造される製品のうち、一部の特殊鋼に関し、2008年8月頃から2015年6月頃まで行われていた。

ウ 実行者及び認識者

本件不適切行為は、技術部条鋼技術室、検査室及び品質保証室により行われていた。

本件不適切行為について、検査室長であるA、技術部条鋼技術室長であるB、及び品質保証室長であるCはその存在を認識していたが、富山製造所長がその存在を認識していたことを示す証拠は確認されていない。

---

<sup>1</sup> なお、日本高周波鋼業株式会社の富山製造所では、過去に別途実施された外部監査において、特定の製造設備に関する日常点検表がねつ造されていたことが確認されている。

## (2) 株式会社カムス 関東テクノセンター

### ア 本件不適切行為の概要

株式会社カムスの関東テクノセンターで行われる特殊鋼<sup>2</sup>の熱処理加工<sup>3</sup>に関し、熱処理グループの検査員の行った硬さ試験の検査結果が、顧客仕様を満たすものであった場合、検査員は、当該製品及び検査結果の記載された製造指示書を「合格棚」に置くものとされ、他方で、顧客仕様を満たさないものであった場合、検査員は、それらを「不合格棚」に置くものとされており<sup>4</sup>、当該営業担当者は、製造指示書に記入された検査結果を、製品の受注情報の一括管理システムに入力するものとされていた。

しかし、営業担当者は、「合格棚」に置かれた製品の一部について、時間的余裕がない等の事情がある場合に、製造指示書に実際に目を通すことなく、顧客仕様を満たす検査結果をシステムに入力し、当該ねつ造された検査結果に基づき、製品を出荷させていた。

なお、顧客仕様を満たしていない製品について、本件不適切行為が行われたことを示す証拠は確認されていない。

### イ 対象製品等及び期間

本件不適切行為は、株式会社カムスの関東テクノセンターで行われている特殊鋼の熱処理加工に関し、行われていた。

本件不適切行為は、遅くとも2012、2013年頃から、2017年10月頃まで行われていた可能性がある<sup>5</sup>。

### ウ 実行者及び認識者

本件不適切行為は、営業担当者7名により行われていたが、営業本部長や株式会社カムスの役員らが、その存在を認識していたことを示す証拠は確認されていない。

---

<sup>2</sup> クロム、ニッケル等を配合した合金鋼である。

<sup>3</sup> 鋼の特性を出すために、適当な温度で鋼を加熱した上で冷却する処理のことをいう。

<sup>4</sup> 関東テクノセンターと北関東営業所は同一の敷地内に存在しており、熱処理加工及び検査が行われる工場と熱処理営業担当者が業務を行う事務所は、同一の建屋内に隣接している。

<sup>5</sup> ただし、実際に本件不適切行為が行われたことが確認されているのは、2016年9月から2017年8月までである。